

幼児期における「言語教育」と「文字指導」の あり方に関する一考察

花岡 隆行

幼児期における「言語教育」と「文字指導」のあり方 に関する一考察

A Consideration on Language Education and Letter Teaching in Early Childhood

花岡 隆行

Takayuki Hanaoka

要 約

幼児がより適切に文字と関わることを援助する教育・保育のあり方への示唆を得るために、わが国におけるこれまでの幼児期の「言語教育」と「文字指導」について議論を整理した。その結果、幼稚園教育要領等で示される「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や領域「環境」及び「言葉」の考え方にも基づき、「文字指導」は「言語教育」全体の一部と理解し、幼児期全体の経験の積み重ねが大切であり、話しことばが土台となっていることを確認した。

研究の目的と問題の所在

本研究は、幼児がより適切に文字と関わることを援助する教育・保育のあり方への示唆を得るために、わが国における現在とこれまでの幼児期の「言語教育」と「文字指導」の考え方について、先行研究に基づき議論を整理することを目的とする。

本研究がこのテーマを設定する理由は、現代の幼児が、文字の読み書きが一定程度以上できることが自明のこととなっているにも関わらず、明確な「文字指導」は小学校以降で行うこととする一方、幼児期の教育・保育では「文字」に対して「関心」や「感覚」が持てるような援助が求められ、ここに幼児を取り巻く現状と、幼児期の「言語教育」と「文字指導」の考え方に差が生じているのではないかと考えたからである。保育者をはじめとする幼児期の教育・保育に携わる大人は、幼児と「文字」との関わりをどのように考え、援助することがより望ましいのだろうか。

なお、「明確な『文字指導』は小学校以降で行うこと」とは、「幼稚園教育要領解説」および「小学校学習指導要領」で下記の記述があることによる。

「幼稚園教育要領解説」では、領域「言葉」の内容の取扱い(5)で「教師は、文字について直接指導するのではなく、幼児

の、話したい、表現したい、伝えたいという気持ちを受け止めつつ、幼児が日常生活の中で触れてきた文字を使うことで、文字を通して何らかの意味が伝わっていく面白さや楽しさを感じられるように、日頃の保育の中で伝える喜びや楽しさを味わえるようにすることが大切である。」⁽¹⁾(下線は筆者による)として、幼稚園における直接の「文字指導」は避けるよう言及している。

他方「小学校学習指導要領」では、「文字」について特に、第2節 各教科、第1節 国語、第2 各学年の目標及び内容〔第1学年及び第2学年〕、2 内容〔知識及び技能〕(1)ウ において「(前略)平仮名及び片仮名を読み、書くとともに、片仮名で書く語の種類を知り、文や文章の中で使うこと。」⁽²⁾また、(3)ウ (イ) において「点画の書き方や文字の形に注意しながら、筆順に従って丁寧に書くこと。」⁽³⁾、同(ウ)において「点画相互の接し方や交わり方、長短や方向などに注意して、文字を正しく書くこと。」⁽⁴⁾とあり、文字の読み書きについて明確に「文字指導」が示されている。これらのことから、「文字指導」は小学校以降の教育で行われることとされているのが分かる。

幼児の読み書き能力についての先行研究

幼児期の教育・保育における文字指導への問題は 1970 年代から議論されてきた。

その契機となったのが、初期の代表的な研究である 1972 (昭和 47) 年に出版された国立国語研究所による報告書『幼児の読み書き能力』⁵⁾である。以来、幼児期の教育・保育における文字指導や「読み書き」をテーマにした研究がなされてきた。本研究は、先行研究の多くに取り上げられており⁶⁾、わが国における幼児期の「読み書き」に関する教育・保育研究の土台となる研究であると言える。

本研究は 1967 (昭和 42) 年に国立国語研究所が「就学前児童の言語能力に関する全国調査」として東北・東京・近畿の幼稚園の 4、5 歳児の 2,200 名余りを対象に、主にどの程度、文字の読み書きができるのかを大規模に調査したものである。

本研究では、調査結果を踏まえ、第一の指摘として「今日の幼児(少なくとも園児)のかな文字の習得は、多くの場合、一般に考えられるように就学する6か月前、あるいは1年前ごろより始まるという性質のものではなく、もっと年齢の低いとき、年齢でいうと4歳代から始まり、その学習は、4歳代・5歳代・6歳代にわたって経過しているという事実である。」⁷⁾とある。なお、ここでの「かな文字の習得」とは、平仮名が読めることを指す。⁸⁾

第二の指摘として「明らかにされたことは、年齢が低いころからその(かな文字の:筆者注)習得が始まっていることにも関連して、多くの幼児は、就学を迎えるまでにかかなり高い水準にまで達しているという事実であった。われわれが組織的な調査を行なった就学まであと5か月という11月の時点で、5歳児クラスの平均64%の幼児はすでに60文字以上の文字を読むことができ、そのうちの約1割、全体の約7.6%は特殊音節を含めたすべての文字・音節を正しく読むことが示された。また、書きについても、11月ですでに5歳児クラスの56.7%は21文字以上の文字を、さらに26%は41文字以上の文字を筆順も正しく書くことができることが示された。」⁹⁾とある。

このことから、1960年代にはすでに、幼稚園を卒園する前に平仮名を読んだり書いたりできる幼児が半数近くを占めていたことが分かる。また、得られた調査結果を踏まえ、「幼児のかな文字の読み・書きについての今回のこの調査が一貫して明らかにしてきたことは、現在の幼児の多くは、就学するだいぶ以前から、かな文字の習得を始め、就学するまでにかかなり高い水準に達しているという事実であった。」¹⁰⁾とあるように、

1967年の調査に対する考察で、国立国語研究所は幼児期の子ども文字の習得が想定よりも進んでいることを指摘している。

幼児期の「言語教育」についての議論の経過

前掲の国立国語研究所による報告書『幼児の読み書き能力』では、幼児が4歳代から「かな文字の習得」すなわち平仮名が読めるようになる背景について、以下のように考察している。

「この過程(幼児の文字習得の内的な過程:筆者注)を理解するにあたって最もたいせつなことは、『かな文字』は日本語の音韻、われわれが日常はなしていることばに含まれている個々の語音を抽象し表記したものだということを正しく理解することだろう。」¹¹⁾

「幼児において、かな文字の習得とは、単に「あ」を／ア／と読めることではなく(発生論的に見た場合)、それは、ことばの意味ではなく、ことばの音の側面に注意を向け、その有意味なことばを構成しているさまざまな語音の連鎖のなかから、一定の音(音韻)を抽象し、それを文字記号として定着していく過程だと理解されるのである。

かな文字習得の過程をこのように理解すると、語の音的側面に注意を向け、一定の音韻を抽象する行為と能力が、かな文字の学習の基礎となっていることに容易に気づくことであろう。」¹²⁾

「外側から見ると、きわめて単純に見える幼児のかな文字の習得は、このように発生的に見ていくと、文字習得以前に経過した幼児のことばの発達、思考の発達に基礎をおき、幼児の言語的諸機能の改造を引き起こしながら、その新たな発展として経過するものであると理解することができるわけである。また、このような発生的な観点、言語発達の立場から見ると、4歳代からのかな文字の習得は、何も4歳代から突然始まる異常な現象でもなければ、今日の文化的な状況の中で、親や文化の圧力の結果として生じた異常な現象でもなく、3歳代・4歳代までに経過してきた幼児の活動、言語発達の自然な新たな発展であるとも見ることもできるわけである。

以上、音節分解・音韻抽出行為の形成・発達が、幼児のかな文字習得の基礎であるという立場から、わが国の今日の幼児が、なぜ4歳代にかな文字を習得しはじめるかを説明してきた。しかし、音節分解・音韻抽出の行為の形成・発達は、かな文字習得の必要な条件と前提であるが、それだけで十分だ

というわけではない。もう一つ重要な条件として、文字の字形についての知覚・識別機能の形成があげられる。」⁽¹³⁾

日本語、特にかな文字は、音と文字が一致する表音文字であることがその特性であるので、かな文字が読めるようになるためには、話しことばの音節を分解して理解できる能力が土台にあることが指摘されている。すなわち、ここでは、かな文字が読めるようになる前段階として4歳代までの「話しことば」が重要であることが述べられている。

1981年には、幼児期の子どもの言語教育をめぐる諸問題を原理的に考察しようと試みた汐見が、「どのような質の言語行動の主体に育てるのかという見通しを確たるものとして持ち、その見通しの中に当面の文字指導を含む言語教育を位置づけること」⁽¹⁴⁾と提案した。その上で、「従来の言語教育論に支配的であった〈話しことば〉(の教育)と〈書きことば〉(の教育)という二分法を吟味する必要が生じてくる」⁽¹⁵⁾と批判して「純粹の話しことば(会話をモデルとしよう)と純粹の書きことば(書くに限定しておこう)の中間に位置し、その両者を橋渡しするような位置にありながら、なお独自の言語活動であるようなことばの働き(教育)を指示するカテゴリーが必要なのである。そのようなものとして我々はここで、『よみことば』『ききことば』というカテゴリーを設定したいと思う。」⁽¹⁶⁾として、例えば「本のよみきかせのような活動」を「話しことば」とも「書きことば」とも違う性質の教育活動として提案した。

汐見は「文字指導をそれ独自に、他の言語教育と切り離して行なうべきではなく、この期の言語教育の全体的な構造の中に正しく位置づけられてこそ、それが生きてくるということである。」⁽¹⁷⁾と述べるように、「話しことば」から「書きことば」までを一貫して「言語教育」として捉え、その全体の一部に「文字指導」を位置づけた。

また2013年、就学前の子どもの言葉の学習について首藤は、「生きるためには、まわりの人とのコミュニケーションが必要になる。言葉はそのための大事な手段である。生きるための必要が、人に言葉を学ばせる。それが自然の姿である。」⁽¹⁸⁾と述べた上で、幼稚園や保育所における文字指導について「幼稚園や保育園ができる文字指導としては、遊びを含む生活の中で、自然な形で文字に触れさせたり、絵本を読んで聞かせたりするというような指導が考えられる。絵本との出会いは文字との出会いでもある。」⁽¹⁹⁾とし、保育環境に絵本を用意することを通して、文字指導を行うことを提案している。

また首藤は、「絵本を読んでもらうときには、自分で文字を

読むわけではないけれど、耳から受けている言葉は、まぎれもなく文字に書かれていた言葉なのであるから、書かれていることを聞いて理解しているのである。これを筆者は『耳からの読み』と称している。耳からの読みも口頭作文も、自分で読んだり自分で書いたりするための大事な土台を作る活動になる。」⁽²⁰⁾として、「耳からの読み」を提案している。

これは、先に汐見が提案した「よみことば」「ききことば」と共通する提案であり、「書きことば」を音声として聞く、という活動が、子ども自身が「文字」を読んだり、書いたりする上で重要であるとの指摘である。

また、首藤の研究では「自然」という語がキーワードとして強調されているが、現在の幼児期の教育・保育では、文字指導に限らず幼児の興味・関心に基づいた教育・保育のあり方が目指されている。そこで、問題として考えられるのが、幼児によって文字に対する興味・関心の差である。

この問題に関連して齋木らは、小学校への円滑な接続に機能するような幼児期の文字指導のあり方について検討し、「就学前の文字教育についてはこれまでに多くの研究がなされ、その効果や意義などが報告されているが、つぎのような問題点も指摘されている」⁽²¹⁾として、三つの問題点を挙げている。すなわち、「①幼児期に早くから文字に興味を示し、書字活動を始めた幼児は、姿勢・執筆・筆順など自己流に覚えてしまうことが多く、その結果小学校で矯正されるか、または矯正されずそのままの場合がある。②幼児期に文字に関心を示さなかった幼児は、小学校で個別学習や家庭での指導がある程度必要となる。③文字指導に関する幼児の身体的発達をふまえた配慮が十分でない」⁽²²⁾としている。

齋木らは、小学校における文字指導を行う視点から「こういった問題点を改善するためには、子どもが文字を習得し始める幼児期から『系統的な文字指導』の視点をふまえた配慮のもとに何らかの手立てが必要である。そのことが小学校での文字指導を円滑に進めるためにも有効である。」⁽²³⁾と指摘した。確かに、幼児期に文字に興味を示すか、示さないかによって幼児に見られる差や、それぞれの幼児に課題があることは理解できるが、「幼児期から『系統的な文字指導』の視点をふまえた配慮」ができるのだろうか。このことについては後で検討する。

また、先行研究を整理する中で、「言葉」と「文字」という語が明確に区別されていない問題があった。

例えば木戸⁽²⁴⁾は、「幼稚園教育要領」の中で記載された「文

字」の語を手掛かりに、幼児期の文字指導のあり方を検討しようと試みたが、「文字」を「書き言葉」とのみ捉え、「読む」ことについて検討の対象とされていなかった。

研究上だけでなく、保育現場においても同様の問題があることが明らかとなった。藤本⁽²⁵⁾によれば、保育者が幼児と文字との関わりについてどのように捉えているのかを質問紙により調査した結果から、「保育者が『文字指導』という語から想起するのはこの記述の前者(幼稚園教育要領解説の引用より:筆者注)『文字について直接指導すること』であり、実際の保育において行っている『文字を通して何等かの意味が伝わっていく面白さや楽しさを感じられるように指導する』ことは想起されていないことが確認された。」⁽²⁶⁾とし、「幼児教育において『文字指導』という語をどのような意味で用いるのか、その定義を再考し、保育者間で共有する必要がある」⁽²⁷⁾と指摘した。

汐見の研究でも提案のあったように、「文字」は「言葉」という大きな枠組みの中の一部をなし、「文字指導」は「言語教育」の一領域として意識されることが必要だと考える。また、具体的にどのような活動を「文字指導」として定義するのかについても引き続き検討する必要がある。

これからの「文字指導」の見通し

これまでの議論を踏まえ、これからの幼児期の教育・保育における「文字指導」の見通しについて考察する。

幼児は文字の読み書きが一定程度以上できることは自明のことであるが、1960年代からすでに多くの幼児が文字習得(平仮名を読むこと)ができた事実が確認できた。この原因の一つは、幼児が生活する環境に「文字」が当たり前存在するからだと考えられ、このことは「幼児期における文字指導の諸問題」というテーマで幼児期の教育における文字指導のあり方が議論された1977年の日本教育心理学会のシンポジウムで、すでに環境における「文字」の氾濫として指摘されていた⁽²⁸⁾。ただし、1977年当時と比べて、スマートフォンや電子書籍等の普及、広告技術の発展等、現代社会の方が幼児の身の回りの環境により多くの「文字」が氾濫している状況は間違いなく強まっており、今後こうした傾向はさらに強まると考えられる。そのため、幼児の文字の読み書き能力もますます向上、もしくは早期化するとも考えられ、それに伴って、幼児期の教育・保育においても適切な「文字指導」がますます必要となると思われる。

「文字指導」のあり方に示唆も得られた。汐見と首藤がとも

に提案するように、「文字」は単に「読み」と「書き」に二分するのではなく、書きことばを「聞く」ことも一つの段階として認識すべきであることである。ただし、現在の幼児期の教育・保育の基本である幼児の興味・関心に基づいた教育・保育のあり方では、幼児によって文字への興味・関心の持ち方が異なることによる文字の習得状況の違いにも注意する必要がある。

ここで、先に挙げた齋木らの「幼児期から『系統的な文字指導』の視点をふまえた配慮」⁽²⁹⁾が必要であるとの指摘を通してこれからの幼児期の教育・保育における「文字指導」の見通しを考察する。

まず、先に確認したように「幼稚園教育要領解説」⁽³⁰⁾および「小学校学習指導要領」⁽³¹⁾より、文字の系統的な学習は小学校教育において始められる。その上で「系統的な文字指導」につながる幼児期の文字指導のあり方は、どのようなことを考えるべきか、現行の「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を参考に検討する。

2017(平成29)年に告示された「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では、これら全てで「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が新たに示された⁽³²⁾。この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」とは、「幼稚園教育要領解説」によれば「第2章に示すねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿」⁽³³⁾であり、「保育所保育指針解説」によれば「第2章に示すねらい及び内容に基づいて、各保育所で、乳幼児期にふさわしい生活や遊びを積み重ねることにより、保育所保育において育みたい資質・能力が育まれている子どもの具体的な姿であり、特に卒園を迎える年度の後半に見られるようになる姿」⁽³⁴⁾である。また「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」によれば「第2章に示すねらい及び内容に基づいて、各幼保連携型認定こども園で乳幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力が育まれている園児の具体的な姿であり、特に5歳児の後半に見られるようになる姿」⁽³⁵⁾とそれぞれ記載されており、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園のいずれにおいても、園生活全体を通して育まれてきた学びが卒園の直前までに表出した姿と捉えることができる。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」では、「文字」を含む内容について「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」で共通した記載内容で、「幼稚園教育要領」では(8)、「保育所保育指針」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では「ク」で、それぞれ「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」⁽³⁶⁾という項目があり、その中で「遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚を持つようになる」⁽³⁷⁾（下線は筆者による）とある。このことは、例えば「幼稚園教育要領解説」によれば、まず「幼児の数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚は、領域『環境』などで示されているように、日常生活の中で、数量や文字などに接しながらその役割に気付き、親しむ体験を通じて育まれていく」⁽³⁸⁾（下線は筆者による）、さらに「教師は、幼児が関心をもったことに存分に組みこめるような生活を展開する中で、一人一人の数量や図形、標識や文字などの出会いや関心のもちようを把握し、それぞれの場面での幼児の姿を捉え、その活動の広がりや深まりに応じて数量や文字などに親しめるよう、工夫しながら環境を整えることが大切である。その際、一人一人の発達の実情などに即して、関心をもてるように丁寧に援助するとともに、幼児期には、数量や文字などについて、単に正確な知識を獲得することを目的とするのではないことに十分留意する必要がある」⁽³⁹⁾（下線は筆者による）とある。これらの中で「文字」という語は「標識」や「数量」という語と合わせて用いられており、「その役割に気付き」とあるように、幼児期の教育・保育において「文字」は物事を表す意味があるということに幼児が気付けるような配慮が求められており、また、幼児と「文字」との関わりについては、「関心」や「感覚」を持つことが中心で、「知識を獲得することを目的」としないことが強調されている。

また、「文字」については「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」それぞれの「環境」及び「言葉」の各領域のねらい及び内容においても示されている。

例えば「幼稚園教育要領」では、領域「環境」のねらい(3)において「身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする」⁽⁴⁰⁾、内容では(10)に「日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ」⁽⁴¹⁾とあり、内容の取扱いでは(5)に「数量や文字

などに関しては、日常生活の中で幼児自身の必要感に基づく体験を大切に、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようにすること。」⁽⁴²⁾（下線は筆者による）とある。

領域「環境」においても、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と同様に、「文字」は「数量」や「標識」という語と合わせて使われており、ここでの「文字」は物事を表す意味が強調されている。

また、「文字」については領域「言葉」にも言及がある。領域「言葉」ではねらいに「文字」の記載はなく、内容において(10)に「日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう」⁽⁴³⁾とあり、内容の取扱いでは(5)に「幼児が日常生活の中で、文字などを使いながら思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心をもつようにすること。」⁽⁴⁴⁾（下線は筆者による）とある。

領域「言葉」では、内容の取扱いの中で「文字に対する興味や関心をもつ」⁽⁴⁵⁾と述べる一方で、内容において「文字などで伝える楽しさを味わう」⁽⁴⁶⁾や内容の取扱いの中で「文字などを使いながら」⁽⁴⁷⁾と述べられており、ここでは幼児が文字を「使う」ことを前提とした記述がみられる。

このことについて「幼稚園教育要領解説」では、領域「言葉」の内容(10)での「文字など」⁽⁴⁸⁾（下線は筆者による）とは、「幼児の日常生活の中にある文字、絵、標識などの記号」⁽⁴⁹⁾として、「名前などのように所属や所有を示すこと、看板や値札などのように内容を表示すること、さらには、書物や手紙などのように書き手の意志を伝達することなど」⁽⁵⁰⁾、「文字」というよりもむしろ「記号」としての意味が強調されている。このことは、領域「環境」で強調された「文字」に対する捉え方と共通する。

現在の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」でも強調されるように、現代のわが国における幼児期の教育・保育の基本である「遊びを中心とした指導」や「環境を通した教育・保育」、さらに「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、幼児期の育ちの全体を踏まえて考えられている背景に照らして考えると、「文字」を「読む」ことや「書く」ことについて、明確な「文字指導」を避けつつ、0歳からの生活や遊びの積み重ねの中で考える必要がある。

幼児期の文字指導については、「文字指導」という語が現場の保育者に想起させるイメージが、画一的で系統立った学校教育的なものである可能性が高く、また、先行研究や保育現場の中で「言葉」「文字」等の用語の区別がはっきりしないものがあることから、研究者、現場の保育者ともに「文字」「言葉」等

の用語に関する共通理解が必要であることも明らかとなった。

以上のことより、これからの幼児期の教育・保育における「文字指導」のあり方として、保育者をはじめとする幼児期の教育・保育に携わる大人は、今後ますます向上もしくは早期化すると予想される幼児の読み書き能力に対応しつつ、「文字指導」は「言語教育」の一部であることを理解し、0歳からの経験の積み重ねとして、実際に文字に触れる前から、まず話しことばを大切に、その次に書かれたものを読んでもらって聞く、という活動がその後の「読む」や「書く」活動への土台として重要であることを意識する必要があると考える。その上で、幼児の興味・関心に合わせて活動ができるよう環境を整えることが求められる。

具体的な「文字指導」のあり方については、文字の記号論やレディネスにもとづく議論⁽⁵¹⁾もあり、筆者のなお一層の理解が必要なため、今後の課題としたい。

注

(1) 文部科学省「幼稚園教育要領解説」、p.221、2019年、文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/content/1384661_3_3.pdf(2020年1月10日最終確認)

(2) 文部科学省「小学校学習指導要領」(平成29年告示)、p.29、2018年、文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2018/09/05/1384661_4_3_2.pdf(2020年1月10日最終確認)

(3) 同上

(4) 同上

(5) 国立国語研究所(村石昭三、天野清)『幼児の読み書き能力』国立国語研究所報告45、全527頁、1972年

(6) 本研究で取り上げる先行研究だけでも、以下のものがこの研究に触れている。

古浦一郎、小林利宣、田中敏隆、小林芳郎、杉村健、村石昭三、松倉信濃、野田弘、藤田恭平「シンポジウムⅠ：幼児期における文字指導の諸問題」『日本教育心理学会第19回総会発表論文集』、pp.34-35、1977年

汐見稔幸「幼児期の文字指導と言語教育をめぐる一イメージとことばの観点から」『東京大学教育学部紀要』第20巻、pp.295-307、1981年

齋木久美、市原陽子「幼稚園の文字指導における理論と背景

—小学校への接続を踏まえて—」『茨城大学教育学部紀要(教育科学)』第56号、pp.23-34、2007年

首藤久義「就学前読み書き指導の基本原則」『千葉大学教育学部研究紀要』第61巻、pp.255-262、2013年

藤本朋美「保育者の文字指導観に関する考察—保育者は幼児の文字との関わりをどのように捉えているのか」『南九州大学人間発達研究』第8巻、pp.3-13、2018年

(7) 国立国語研究所、1972年、前掲、p.286

(8) 同上、「4歳児クラスで、まったく文字を読めない幼児は、全体で1割に満たないこと、なかんずく、このクラスのなかで年齢が低い4歳代後半の幼児でも、まったく文字を読めない幼児は、11~12%にすぎないことは、このことを端的に示している」とも述べられており、4歳代から始まる幼児が多い「かな文字の習得」は、すなわち「平仮名が読めるようになる」ことを指している。

(9) 同上書、p.288

(10) 同上書、p.285

(11) 同上書、p.285

(12) 同上書、pp.292-293

(13) 同上書、pp.296-297

(14) 汐見稔幸、1981年、前掲、p.295

(15) 同上書、pp.301-302

(16) 同上書、p.302

(17) 同上書、p.305

(18) 首藤久義、2013年、前掲、p.255

(19) 同上書、p.259

(20) 同上書、p.260

(21) 齋木久美、市原陽子、2007年、前掲、p.24

(22) 同上

(23) 同上

(24) 木戸久二子「領域『言葉』における文字の扱いについて」『東海学院大学短期大学部紀要』第37巻、pp.21-22、2011年

(25) 藤本朋美、2018年、前掲、p.3

(26) 同上書、p.11

(27) 同上

(28) 古浦一郎他、1977年、前掲、pp.79-83

(29) 齋木久美、市原陽子、2007年、前掲、p.24

(30) 文部科学省「幼稚園教育要領解説」、2019年、前掲、p.221

(31) 文部科学省「小学校学習指導要領」(平成29年告示)、

2018年、前掲、p.29

(32) 文部科学省「幼稚園教育要領」(平成29年告示)、p.3、2018年、文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/content/1384661_3_2.pdf(2020年1月10日最終確認)、厚生労働省「保育所保育指針」(平成29年告示)、p.13、2018年、厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000160000.pdf>(2020年1月10日最終確認)、及び内閣府・文部科学省・厚生労働省「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(平成29年告示)、pp.7-8、2018年、内閣府ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/pdf/kokujibun.pdf>(2020年1月10日最終確認)

(33) 文部科学省「幼稚園教育要領解説」、2019年、前掲、p.47

(34) 厚生労働省「保育所保育指針解説」、p.73、2019年、厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000202211.pdf>(2020年1月10日最終確認)

(35) 内閣府・文部科学省・厚生労働省「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説」、pp.46-47、2019年、内閣府ホームページ

https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/pdf/youryou_kaisetsu.pdf(2020年1月10日最終確認)

(36) 文部科学省「幼稚園教育要領」(平成29年告示)、2018年、前掲、p.5、厚生労働省「保育所保育指針」(平成29年告示)、2018年、前掲、p.16 及び、内閣府・文部科学省・厚生労働省「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(平成29年告示)、2018年、前掲、p.11

(37) 同上

(38) 文部科学省「幼稚園教育要領」(平成29年告示)、2018年、前掲、p.63

(39) 同上書、p.64

(40) 同上書、p.14

(41) 同上書、p.15

(42) 同上

(43) 同上書、p.16

(44) 同上書、p.17

(45) 同上

(46) 同上書、p.16

(47) 同上書、p.17

(48) 文部科学省「幼稚園教育要領解説」、2019年、前掲、p.214

(49) 同上

(50) 同上

(51) 例えば、和田典子「小学校『国語』への連携と幼児期の文字指導について—小学校学習指導要領・幼稚園教育要領・保育所保育指針の改正を踏まえて—」『近畿医療福祉大学紀要』第9巻第1号、2008年、pp.47-64などの議論がある。